

沿岸広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月1日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 大船渡綾里三陸線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町綾里字中曾根31番2地先から24番1地先まで	新	m 32.8～9.8	m 167.8
	旧	23.0～6.3	167.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 340号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字田谷72番3地先から字火石33番11地先まで	新	A m 61.9～7.5	m 2,525.2
		B 69.6～11.8	2,491.2
	旧	A 61.9～7.5	2,525.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- イ 期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで